

弁護士業務妨害対策・坂本弁護士基金特別会計規則

(平成二十一年二月十九日規則第三百二十七号)

改正 平成二十四年二月一七日

(特別会計の設置)

第一条 本会が弁護士業務妨害対策のための活動を行う資金の収入及び支出に関する会計は、特別会計とし、弁護士業務妨害対策・坂本弁護士基金特別会計(以下「特別会計」という。)と称する。

(会計年度)

第二条 本特別会計の年度は、本会計に準ずる。

(収入)

第三条 本特別会計の収入は、次のとおりとする。

- 一 日本弁護士連合会会員からの寄附金
- 二 日本弁護士連合会会員以外からの寄附金
- 三 他の特別会計からの繰入金
- 四 前各号の金員に対する利息等の利益金

2 前項第二号の寄附金を受け入れるときは、会長の承認を得なければならない。

(管理者)

第四条 本特別会計の資産は、会長が管理する。

(管理方法)

第五条 本特別会計の資産は、金融機関への預託その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(支出)

第六条 本特別会計からは、本会の行う弁護士業務妨害対策活動のために緊急の必要があるとき又は特別の必要があるときに支出する。

(支出の手続)

第七条 会長は、本特別会計の支出の可否について、あらかじめ、弁護士業務妨害対策委員会の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合、会長は、弁護士業務妨害対策委員会の意見を尊重するものとする。

3 会長は、本特別会計の支出について、経理委員会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年二月一七日改正)

題名及び第一条の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。